

付議案第13号

福岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和6年2月20日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、令和6年度から、共同学校事務室(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4第1項の共同学校事務室をいう。以下同じ。)を4室体制とすることに伴い、新設する共同学校事務室を「南部共同学校事務室」とし、併せて、各室の所管学校を定めるもの。また、所要の規定の整備を行うもの。

福岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

福岡市立小・中学校管理規則(昭和33年福岡市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第17条の14並びに第20条の2第4項及び第6項中「命ずる」を「命じる」に改める。

第20条の2の2第1項を次のように改める。

学校に係る事務を共同処理するため、次の表のとおり共同学校事務室(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4第1項の共同学校事務室をいう。以下同じ。)を置く。

名称	設置場所	所管学校
東部共同学校事務室	福岡市立管松小学校内	東区全域及び博多区の一部の学校
中部共同学校事務室	福岡市立春吉小学校内	中央区全域並びに博多区、城南区、早良区及び西区の一部の学校
南部共同学校事務室	福岡市立弥永小学校内	南区全域並びに博多区及び城南区の一部の学校
西部共同学校事務室	福岡市立有住小学校内	早良区及び西区の一部の学校

第20条の2の2第5項中「第1項各号」を「第1項の表」に改め、「福岡市立春吉小学校」の次に「、福岡市立弥永小学校」を加え、「命ずる」を「命じる」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

福岡市立小・中学校管理規則(昭和33年福岡市教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考															
<p>(主任等の発令)</p> <p>第17条の14 第17条の11及び第17条の12に規定する主任等(保健主事及び司書教諭を除く。)は当該学校の指導教諭又は教諭の中から、保健主事は当該学校の指導教諭、教諭又は養護教諭の中から、司書教諭は当該学校の主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭の中から、校長の意見を聞いて教育委員会が命ずる。</p> <p>(事務職員等)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 学校主査は、事務職員のうちから、教育委員会が命ずる。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 拠点校スクールソーシャルワーカーは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第9条第4号に基づき配置された事務職員のうちから、教育委員会が命ずる。</p> <p>7 (略)</p> <p>(共同学校事務室)</p> <p>第20条の2の2 <u>学校に係る事務を共同処理するため、次のとおり共同学校事務室(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4第1項の共同学校事務室をいう。以下同じ。)</u>を置く。</p> <p><u>(1) 福岡市立筥松小学校に設置された東区及び博多区の学校に係る事務を共同処理する東部共同学校事務室</u></p> <p><u>(2) 福岡市立春吉小学校に設置された中央区、南区及び城南区の学校に係る事務を共同処理する中部共同学校事務室</u></p> <p><u>(3) 福岡市立有住小学校に設置された早良区及び西区の学校に係る事務を共同処理する西部共同学校事務室</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 共同学校事務室の室長、係長及び職員</p>	<p>(主任等の発令)</p> <p>第17条の14 第17条の11及び第17条の12に規定する主任等(保健主事及び司書教諭を除く。)は当該学校の指導教諭又は教諭の中から、保健主事は当該学校の指導教諭、教諭又は養護教諭の中から、司書教諭は当該学校の主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭の中から、校長の意見を聞いて教育委員会が命じる。</p> <p>(事務職員等)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 学校主査は、事務職員のうちから、教育委員会が命じる。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 拠点校スクールソーシャルワーカーは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第9条第4号に基づき配置された事務職員のうちから、教育委員会が命じる。</p> <p>7 (略)</p> <p>(共同学校事務室)</p> <p>第20条の2の2 学校に係る事務を共同処理するため、次のとおり共同学校事務室(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4第1項の共同学校事務室をいう。以下同じ。)を置く。</p> <table border="1" data-bbox="740 1632 1302 1906"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置場所</th> <th>所管学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部共同学校事務室</td> <td>福岡市立筥松小学校内</td> <td>東区全域及び博多区の一部の学校</td> </tr> <tr> <td>中部共同学校事務室</td> <td>福岡市立春吉小学校内</td> <td>中央区全域並びに博多区、城南区、早良区及び西区の一部の学校</td> </tr> <tr> <td>南部共同学校事務室</td> <td>福岡市立弥永小学校内</td> <td>南区全域並びに博多区及び城南区の一部の学校</td> </tr> <tr> <td>西部共同学校事務室</td> <td>福岡市立有住小学校内</td> <td>早良区及び西区の一部の学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p> <p>5 共同学校事務室の室長、係長及び職員</p>	名称	設置場所	所管学校	東部共同学校事務室	福岡市立筥松小学校内	東区全域及び博多区の一部の学校	中部共同学校事務室	福岡市立春吉小学校内	中央区全域並びに博多区、城南区、早良区及び西区の一部の学校	南部共同学校事務室	福岡市立弥永小学校内	南区全域並びに博多区及び城南区の一部の学校	西部共同学校事務室	福岡市立有住小学校内	早良区及び西区の一部の学校	
名称	設置場所	所管学校															
東部共同学校事務室	福岡市立筥松小学校内	東区全域及び博多区の一部の学校															
中部共同学校事務室	福岡市立春吉小学校内	中央区全域並びに博多区、城南区、早良区及び西区の一部の学校															
南部共同学校事務室	福岡市立弥永小学校内	南区全域並びに博多区及び城南区の一部の学校															
西部共同学校事務室	福岡市立有住小学校内	早良区及び西区の一部の学校															

は、第1項各号の福岡市立管松小学校、
福岡市立春吉小学校
及び福岡市立有住小学校の事務職員のうちから、教育委員会が命ずる。ただし、当該事務職員をもつて室長に命ずることが困難であるときその他特別の事情があるときは、当該事務職員以外の者のうちから、命ずることができる。

は、第1項の表の福岡市立管松小学校、
福岡市立春吉小学校、福岡市立弥永小学校及び福岡市立有住小学校の事務職員のうちから、教育委員会が命じる。ただし、当該事務職員をもつて室長に命じることが困難であるときその他特別の事情があるときは、当該事務職員以外の者のうちから、命じることができる。

福岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則案

1 改正の理由

本件は、令和6年度から、共同学校事務室(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の4第1項の共同学校事務室をいう。以下同じ。)を4室体制とすることに伴い、新設する共同学校事務室を「南部共同学校事務室」とし、併せて、各室の所管学校を定めるもの。また、所要の規定の整備を行うもの。

2 改正の内容

(1) 「共同学校事務室」にかかる規定の整備

学校に係る事務を共同処理するための組織である「共同学校事務室」を4室体制とするにあたり、新設する共同学校事務室の名称及び設置場所を規定し、併せて、各室の所管学校を一部変更する。

(2) 所要の規定の整備

規則中に混在する「命じる」と「命ずる」との標記を「命じる」に統一する。

3 施行期日

令和6年4月1日

(参考) 関係条文等

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第47条の4 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務(学校教育法第37条第14項(同法第28条、第49条、第49条の8、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。)の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であつて共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。)を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができる。

2 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置く。

3 室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。

4 共同学校事務室の室長及び職員は、第一項の規定による指定を受けた学校であつて、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもつて充てる。ただし、当該事務職員をもつて室長に充てることが困難であるときその他特別の事情があるときは、当該事務職員以外の者をもつて室長に充てることができる。

5 前3項に定めるもののほか、共同学校事務室の室長及び職員に関し必要な事項は、政令で定める。